

## 令和 5 年度 景観事業計画

長井において古くから引継がれ、築きあげられてきた景観を守るとともに、歴史や自然・文化を生かした良好な景観を新たに形成していくため、市民・事業者・行政が協働して長井らしい景観づくりに取り組んでいく必要があります。

このことから、令和 5 年度は次の景観事業に取り組みながら、より良い景観まちづくりを推進していきます。

### (1) 景観の意識熟成と維持継承

平成 30 年に国から選定された重要文化的景観「最上川上流域における長井市の町場景観」や県で主催する景観事業と連携し、長井市らしい良い景観づくりを推進しながら、景観保全への市民の理解を深めていく。

- 「景観法」「長井市景観条例」「長井市景観計画」に基づく行為の届出手続に関して、市ホームページ等で周知を図る
- イベントや広報活動等の共催 など

### (2) 景観重要地区への指定に向けて

景観計画において、観光文化交流課と連携を図り、重要文化的景観区域を景観重要地区へ指定し、歴史や文化等を活かした良好な景観形成を目指していく。

- 宮・小桜街区まちづくり協議会やあら町地区と協力し、景観形成基準の見直しを検討。

#### 【景観重要地区指定まで流れ】

※長井市景観条例第 9 条による



### (3) 文化的景観へ配慮した景観づくり

重要文化的景観の流通往来を代表する十日町通り、あら町通り沿いの歴史的沿道の景観のあり方について、住民や商店街関係者の話し合いやワークショップを通して、重要な構成要素の外構などの通り沿いの修景整備を進めていく。

### (4) 長井駅前通りまちづくり協議会と連携した景観づくりの検討

(都) 長井駅海田線の街路整備事業が令和 4 年 3 月に認可された。長井市の景観形成において特に重要な箇所位置するため、長井駅前通りまちづくり協議会と連携を図りながら、長井らしい良好な景観づくりを推進していく。